

入 札 説 明 書

奈良県警察本部が借入れる物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

この場合において、当該入札説明書等に疑義がある場合は、下記 7 の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

記

1 公告日

令和 8 年 9 月 3 0 日

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

ガスクロマトグラフ質量分析システムの借入れ

(2) 入札物件の数量及び特質

仕様書のとおり

(3) 借用期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 5 年 1 月 3 1 日まで

(4) 納入場所

奈良県警察本部の指定する場所

(5) その他

詳細については、奈良県警察本部警務部会計課にて別途交付する「ガスクロマトグラフ質量分析システムの借入れに係る仕様書」のとおりとなります。

3 入札方法

- (1) 入札は、物件の 1 か月当たりの借入金額（搬入、設置、調整、保守、撤去等を含む。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札は、電子入札システムを利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者で、営業種目 0 1 賃貸業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒 6 3 0 - 8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟 1 階）

電話番号（直通） 0 7 4 2 - 2 7 - 8 9 0 8

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

- (5) 入札公告に示した借入物品の規格に合致した物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。

- (6) 入札公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

5 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

下記6の(1)の(カ)で示す期日までに、下記(1)で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、下記(2)のアからエまでの書類を奈良県警察本部警務部会計課調度係（下記7の(1)で示す場所）に提出しなければなりません。（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和8年11月10日(火)午後5時までに提出してください。）

(1) 電子入札システムでの申請

競争入札参加資格確認申請書（1部）を、電子入札システムを利用して提出してください。

(2) 書留郵便等による郵送又は持参による提出書類

ア 適合規格承認申請書（1部）

奈良県警察仕様書に合致した調達物品であることを証明する書類（カタログ等資料を含む。）

イ 納入証明書（1部）

奈良県警察仕様書に合致した調達物品を確実に納入できることを証明する書類

ウ 保守体制整備証明書（1部）

奈良県警察仕様書に示した調達物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

エ 納入実績証明書（1部）

奈良県警察仕様書に合致した調達物品又はこれと同等の類似品に係る官公庁への納入実績がわかる書類及び納入実績を証明する契約書の写しを添付してください

6 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書の交付	公告の日から 令和8年11月27日（金）	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 https://www.pref.nara.jp/26215.htm
(イ) 仕様書の交付	公告の日から 令和8年10月9日（金） 午後5時まで（注1）	奈良県警察本部警務部会計課にて交付（要返却） （下記7の(1)で示す場所）
(ウ) 入札説明会	実施しません。	
(エ) 仕様書等に関する質問	令和8年10月16日（金） 午後5時まで（注2）	電子入札システムへの入力
(カ) 質問に関する回答	令和8年10月23日（金） 午前10時以降（注2）	電子入札システムによる回答
(カ) 競争入札参加資	公告の日から	競争入札参加資格確認の申

格確認の申請	令和８年１０月３０日(金) 午後５時まで 書類の再提出を指示された場合は、令和８年１１月１０日(火)午後５時までに再提出してください。 (注１)	請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力 (競争入札参加資格確認の申請) ・書類の提出場所 奈良県警察本部警務部会計課調度係（下記７の(1)で示す場所）
(キ) 入札参加資格確認審査結果通知	令和８年１１月１８日(水) 午前１０時以降 (注２)	電子入札システムによる通知
(ク) 入札書の提出	上記(キ)の入札参加資格確認審査結果の通知を受けた日から 令和８年１１月２６日(木) 午後５時まで (注２)	電子入札システムへの入力
(ケ) 開札	令和８年１１月２７日(金) 午前１０時から	電子入札システムによる開札

(注１) 期間については、奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）に規定する県の休日（以下「休日」といいます。）を除きます。

(注２) 電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前８時から午後１０時までです。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到達期限となります。データの送信が期限までにサーバに到達しなければ、受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

(2) 入札書の取消し等

提出した入札書は引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は２回を限度とします。初度入札（１回目）の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（２回目）の開札を同日（令和８年１１月２７日（金））午後２時から行うことがあります。

なお、再度入札（２回目）の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札（２回目）を辞退したものとみなします。

(4) 落札者がなかった場合は、入札者の中で最低の価格をもって有効な入札を行った者と、随意契約に移行する場合があります。

7 問合せ先

(1) 本件入札に関すること・契約を担当する部課等の名称

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部会計課調度係（奈良県分庁舎１階）

電話番号（代表）0742-23-0110（内線2244）

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号0570-021-777

平日：午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後１時までを除きます。）

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間の月数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除します。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」といいます。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して行った入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- (6) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

11 入札の錯誤

入札参加者は、開札日時までに、入札参加者が行った当該入札が錯誤である場合は、直ちにその旨を申し出ることができます。

- (1) 入札執行者に対し当該入札書が錯誤であることについて、所定の入札書錯誤無効届を提出してください。
- (2) 奈良県は、(1)による入札書錯誤無効届の提出を受けたときは、当該入札参加者が行った入札を無効とすることができます。

なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

12 長期契約に伴う予算の減額等

この契約は、長期継続契約（5年間）として締結するため、翌年度以降の予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。

（契約書記載例）

（予算の減額又は削除に係る契約の解除等）

第〇条 甲（奈良県）は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙（リース会社）に支払うべき賃貸借（リース料）が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

1 3 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
したがって、上記9の(2)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。
なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

1 4 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、上記6の(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

1 5 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

1 6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 7 契約の解除

契約締結後、契約者について16の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、16の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

18 その他

- (1) 借入物品の搬入、設置、調整、保守、撤去等に係る費用は落札業者の負担とし、入札金額に含めるものとします。
- (2) 調達物品の納入等については、奈良県警察本部刑事部刑事企画課の担当者と十分打合せをして、その指示に従ってください。
- (3) この調達物品の発注課及び請求書提出先は次のとおりです。
〒630-8578 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部警務部会計課調度係